

令和 7 年度第 2 2 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 8 年 2 月 3 日

担当部・課：総務部管財課〔内線 4 0 8 2〕

① 件 名
庁舎内における撮影等に係る取扱いの見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>近年、行政庁舎内や議場を許可なく撮影し、さらには SNS に投稿するなど、従来は想定していなかった迷惑行為が全国の自治体で発生している。</p> <p>本市においても、令和 6 年に庁舎内を無断で撮影された動画が中国の SNS に投稿される事案が発生したほか、窓口等において動画を撮影する行為も散見され、職員からの相談もあり、特に窓口業務などでは細心の注意が必要となっている。</p> <p>【目的】</p> <p>庁舎内における撮影等に係る取扱いを見直すもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市庁舎管理規則（平成 1 7 年規則第 7 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
⑤ 主な内容
<p>「庁舎内での写真の撮影、録画、録音その他これに類する行為（市が行う発表、記者会見等において報道機関が行うもの、市の職員が職務上行うものその他公務の執行に明らかに支障がないものとして庁舎管理者が認めたものを除く。）」について、庁舎管理者の許可を必要とする行為に追加する。</p> <p>また、「庁舎の保全、秩序の維持若しくは事故等の防止に支障を来す行為又は公務の円滑な執行を妨げる行為」について、禁止行為に追加する。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>来庁者や職員のプライバシーが保護されるとともに、庁舎内の秩序が保たれ、職員が安心して働くことができる職場環境の改善が図られる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <p>特になし。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>庁舎管理規則に撮影等に係る取扱いを規定している県内自治体 美里町、柴田町</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和 8 年 3 月 庁内外へ事前周知 石巻市庁舎管理規則の一部改正（施行予定年月日：令和 8 年 4 月 1 日）</p>
⑨ その他